

論文の内容の要旨

論文題目：国際裁判における証拠法論の生成と展開

氏 名：中 島 啓

本稿は、国際裁判における証拠法論の目的ひいては事実認定の「正しさ」を問い直すことを通じて、証拠法論の再構成を試みるものである。

従来、国際裁判における事実認定は〈客観的真実の発見〉を目的とするものと考えられ、これを規律する証拠法もそうした目的を基盤として構築されてきた（客観的真実発見説）。しかし、こうした理解は理論的にも実際的にも貫徹し難く（第 1 に、そもそも認知哲学論的に客観的真実なるものの観念が可能であるか自明ではない、第 2 に、証拠や訴訟資源の有限性は〈客観的真実の発見〉を保障していない、等）、裁判において認定される事実が相対的真実に過ぎないことは従来から指摘されてきた。もっともこうした指摘は、裁判で認定される事実が客観的真実とは乖離するという現実を記述するにとどまり、〈客観的真実の発見〉に代わる証拠法の目的や事実認定の「正しさ」を規範的に提示したわけではなかった。つまり、現実認識としては最終的に相対的真実が認定される国際裁判の事実認定が、いかなる制度目的・原理的基礎を備える証拠法によって規律されるべきかは別途問われなければならない課題であった。

この点、事実認定は法的三段論法の小前提を構成し、法的推論上極めて重要な地位を占める。にもかかわらず国際裁判において、事実認定それ自体が裁判の目的として措定され

ることはほぼ無い。このことから導かれるのは、国際裁判における事実認定及び証拠法論の本質は、国際裁判の各種制度目的を実現するための「手段」であることに求められるのではないかという仮説である。こうした理解を便宜的に〈裁判目的実現手段説〉と呼称し、従前の〈客観的眞実発見説〉に代わる証拠法の解釈論的基盤たりうることを実証した上で、国際裁判における証拠法論を再構成することが本稿の目的である。そのために、まず伝統的国際裁判における展開を跡付けた上で（第一部）、近年の国際司法裁判所における新展開を検討し（第二部）、WTO 紛争処理制度及び国際投資仲裁事例の検討を通じて将来を展望した（第三部）。

本稿の考察の結果、それが資するべき国際裁判の目的として次の諸点が念頭に置かれ、証拠法論はそれらを実現するための手段として展開してきたと跡付けられる。

まず、証拠法論は国際裁判の紛争処理という制度目的を実現するための手段として展開している。第 1 に、証明対象の操作と証明責任の分配を組み合わせることで、条約解釈や慣習法認定の「正しさ」を補強し、説得的な判決を形成することを通じた法的紛争の処理の実現を志向してきた。第 2 に、外国人損害賠償請求事案では、証明責任や法的推定、否定的推論を駆使することで申立人の立証負担を軽減し、私人の侵害利益回復の実現を志向してきた。古い国際判例の推論には曖昧な点が残るものの、そうした事案処理の要は補償賠償額の提示にあり、事実認定はその算定の基礎たる手段にとどまるが故に、〈客観的眞実の発見〉とは別段の考慮が作用するものと理解される。しかし第 3 に、植民地独立以降の文脈における領域紛争処理では、〈客観的眞実の発見〉の建前が形式的には維持される。これは、適用法 (*uti possidetis* 原則) が旧行政区画線の継承という建前に紛争処理の「正しさ」を付与するためであり、そうした特性に照らした紛争処理実現の手段として、〈客観的眞実の発見〉の理念が形式論理として維持されているものと位置付けられる。これら紛争類型（法解釈、損害賠償、境界面定）は伝統的国際裁判の紛争主題の典型であり、各々につき証拠法論の特質を語りうることには、証拠法論の展開が国際裁判の展開を踏まえたものであることを示している。

次に、証拠法論は国際裁判の国際法発展という制度目的とも関連する。第 1 に、証明対象を「法」に拡張することで裁判所の法解釈を相対化・個別化し、裁判外の法発展への影響を極小化するという消極的意味において、法発展という制度目的との関連性を指摘しうる。第 2 に、国際法を発展するとまでは言い難いものの、証拠法解釈の前提あるいは傍論において現行国際法が備える価値を抽象的に体現する例が散見される。事実認定のプロセスに国際法の発展を期待するというのは一見して奇異であり、こうした抑制的結論は、一方では論理必然と言えるかもしれない。しかし他方、この結論は、法発展は個別紛争の処理に伴う成果物にとどまるという従前の国際裁判論における制度目的の序列と結論的に整合する。その意味では証拠法論の展開は、国際裁判の従前の制度目的理解に忠実に従ったものと位置づけることも可能である。

もつとも、「裁判化」の時代における国際裁判所の専門分化に伴い、国際裁判の制度目的は伝統的な上記 2 点にとどまらず多様化している。差し当たり本稿の検討からは、次の 3 点を指摘することが可能である。第 1 に、WTO 紛争処理制度は申立国の侵害利益回復よりも被申立国の違反措置の是正による貿易法秩序の維持を目的としており、こうした制度目的がその証拠法論の展開を基礎付けると同時に、事実認定におけるパネルの役割を限界付けている。第 2 に、国際投資仲裁には申立人の侵害財産回復に加え、国際投資法という「公」秩序を維持するという「公」的目的を備えるとする議論があり、この前提を共有するか否かが、証拠法論の展開を分岐せしめていた。第 3 に、2000 年代の国際司法裁判所における事実認定の「外注」傾向は、事実認定スキルの限界という問題を提起すると同時に、「国連の主要な司法機関」という制度目的に照らした他の国連機関による事実認定の尊重と理解することが可能である。

このように、国際裁判の証拠法論は国際裁判の制度目的の多様化に呼応して展開しており、これを〈裁判目的実現手段説〉という視点で過去から現在までを通時的に眺めることで、証拠法論の展開を展望することが可能となる。

ある制度の各構成要素は当該制度の目的に照らして構築されるべきであることはそれ自体としてはおそらく自明であり、本稿の結論はこれを国際裁判の証拠法論に関して換言したに過ぎない。もつとも、この命題を今日という文脈で指摘したことには次のような意義を指摘しうる。すなわち、従前の国際裁判の制度目的は基本的に法的紛争の処理（とそれに付随する法創造）に還元しうるものであったため、逐一制度目的を想起せずとも個々の局面での実践的見地に照らして結論的には妥当な証拠法運用が可能であった。しかし、「裁判化」の時代においては、紛争処理に加えて特殊な制度目的が個々の国際裁判所に措定・期待され、それが証拠法に新展開をもたらすのみならず、制度目的に関する理解の不一致が証拠法解釈運用に反映し、対立や混乱を招いている。つまり、裁判目的の多様化に伴い、これとは無自覚に証拠法を運用することには限界が生じつつあるという状況である。こうした文脈において〈裁判目的実現手段説〉は、単に全てを包摂する緩やかな上位概念ではなく、国際裁判の証拠法論が本来備えている制度目的との連関という視点を取り戻し、証拠法の解釈論的基盤を確立するという意義を備えるのである。

同時にそれは、「手段」という理解が事実認定・証拠法論の本質を構成するという点では国際裁判に通底する一方、個々の国際裁判の目的の差異を逐一取り込む枠組みである。その意味で本稿は、国際裁判手続横断的な「共通法」の生成を説く近年の動向に対する対抗言説と位置付けられ、「裁判化」の時代において国際裁判論が自覚すべき普遍性と個別性の双方向性を、証拠法論という限定的文脈において明らかにするものと位置付けられる。

しかし、〈裁判目的実現手段説〉は、国際裁判過程における事実認定及び証拠法論の「手段」という本質を明らかにする一方、その在り方を規定する変数を証拠法の内部から放逐し、裁判目的に依存せしめてしまう。その意味で、従前の〈客観的眞実発見説〉に基づく

証拠法論に比して、〈裁判目的実現手段説〉に基づく証拠法論の自律性・自己完結性は大きく低減する。本稿が結論した「手段」という証拠法理解は、裁判目的が事実認定の在り方を規定するとの命題を導く一方で、その逆は然りではないのである。それは確かに証拠法論の限界ではあるものの、しかし「手段」という証拠法理解は、必ずしもこれを否定的には捉えない。国際裁判の証拠法論は、自らが担うべき役割の部分性を自覚しつつ、自らの外部との関係を明確に意識することによって、国際裁判論の中で有意義たりうると考えるからである。

それ故国際裁判論は、同時に、国際裁判の制度目的を規定する原理を明らかにしていく必要がある。据えられるべき制度目的は、個々の国際裁判所に与えられる先験的な措置と、具体的事案の経験を踏まえた実践知からの地道な帰納という双方性の中で不断に模索され特定されていくものであり、おそらく一義的抽象的には特定しえない。しかし、そうした本来的な不確定性故に、証拠法論は独善に陥ることなく裁判目的との連関を絶えず意識し、国際裁判をより有意義たらしめるために自己を再定位し続けなければならないのである。